

カントと常備軍論争

御子柴 善 之

はじめに

カントが『永遠平和のために』（一七九五年）の第三予備条項として「常備軍は時とともに全廃されるべきである」（VIII 345¹）という命題を掲げたことはあまりにも有名である。特に、日本人にとっては、この条項が「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と規定している日本国憲法第九条第二項と遠く響き合っているかに思われるがゆえに、同書に掲げられた諸条項の中でも特に印象深く、重要なものと思われるかもしれない。本稿は、第三予備条項に含まれている「時とともに（mit der Zeit）」という表現に注目することで、この条項を掲げたカントが何を考えていたのかを検討する。それによって、第三予備条項が具体的状況に関連した条項として位置づけられねばならない理由を明らかにしたい。

その際、特に注目するのは、プロイセンが置かれていた当時の状況である。というのは、『平和論』の第一予備条項がバーゼル条約と、第二予備条項がポーランド分割と、第四予備条項がイギリスの戦費対策と、第五予備条項がフ

ランス革命と関係づけられて理解されるのであれば、第三予備条項にも類似したなんらかの歴史的背景があると考えられるからである。²⁾この観点から本稿は、プロイセンの官僚、ヘルツベルクの行動と発言を取り上げて検討する。というのは、ヘルツベルクは、カントが常備軍の全廃を主張する少し前に常備軍の増強を主張していたからである（第一節）。

さらに本稿は、常備軍をめぐるカントに先行する時代、あるいは同時代の議論、それもイングランドやスコットランドの議論を視野に取める。カントが複数のイギリスの友人をもっていたことは有名であり、そこから彼がイギリスの議論状況に一定の知識をもっていたことが予想されるからである。その際、特に注目するのが、アダム・スミスの『国富論』における常備軍肯定論である。これを踏まえてなお、カントが常備軍の全廃を主張した理由を明らかにしたい。この議論は、カントをガンジーのような平和主義者として位置づけることはできないこと、さりとて彼を民兵肯定論者を見ることができないという視点へと私たちを導くだろう。（第二節）。

さて、常備軍か民兵論かという議論は明治期の日本でも反復されている。その議論から本稿では中江兆民の所説を取り出して検討する。というのは、兆民自身が複数の箇所でもカントの所説に触れているからである。そこには、第三予備条項と第一確定条項とを接合して理解するという手法が示されていて興味深い（第三節）。この議論を介して、本稿は『永遠平和のために』の核心的な議論が、各国が共和制を採用することを求める第一確定条項に見定められるべきことを主張したい。これによって、第三予備条項にカントが「時とともに」と記した理由として、すべての国家が共和制を採用するまでは国防のために常備軍が必要になると彼が考えたと推察するような解釈とは異なる理解を本稿は提示することになるだろう（第四節）。

第三予備条項に含まれる「時とともに」という表現が軽視されてはならない。ましてや、それを常備軍を全廃するのは（いまではない、いつか）のことだと解し、その全廃を先延ばしすることを認める根拠にされてはならない。なぜなら、カントの同時代においてもすでにそうであったように、二十一世紀になっても、彼の予期に反して常備軍は存続し続け、しかもその装備は高度に技術的に発展し続けているからである。

まず、カントが「時とともに」と書き込んだ理由として想定される第一のものに目を向け、あらかじめそれを批判しておきたい。ある国家が常備軍を撤廃することは、他国にその国を侵略するきっかけを与えることになる。したがって、すべての国家がいつせいに常備軍を廃止するのではない限り、それはかえって侵略戦争を惹起し、国際関係における平和を毀損するものである。しかし、このような誰でも思いつくことをカントが考えてみないわけがない。隣り合うすべての国家が、いやそれどころか地球上のすべての国家がいつせいに常備軍を撤廃することを想像することは、私たちが永遠平和の構想から遠ざけるものでしかないだろう。

では、『平和論』の第一確定条項で提起される「共和制」を視野に入れ、共和制ならざる専制国家には戦争を行う傾向があるので、すべての国家が共和制を採用するまでは、常備軍を撤廃すべきでないという理由づけはどうか。これもまた、先の理由づけと同様の空想性をもっている。さらに言えば、カント自身には、ある国家が共和制を採用するなら、それが隣国に影響を与え、やがて共和制を採用した国家が増えていくという想定がないわけではない。もの、二十一世紀の私たちが知っているのは、ある国家がいったん共和制を採用したとしても、その同じ国家が専制国家に逆戻りする可能性は排除できないということである。すると、この理由づけもまた、永遠平和の構想を困難

にするものでしかないことが分かる。

もちろん、「時とともに」という表現が、〈しだいに〉や〈段階的に〉という意味を含み得ることは明らかである。⁽³⁾ 問題なのは、この表現を書き込んだ際にカント自身がどれくらいの時間的な幅を想定していたのかではないだろうか。私たちがそれを二十一世紀にまで及ぶと考えるなら、それは永遠平和の構想やそのための努力を先送りすることに他ならない。そこで、視点をいったんカントの『平和論』から、この著作が書かれた一七九〇年代のヨーロッパにおけるプロイセンの世界史的状况へと移し、特に革命後のフランスに対するプロイセンの軍事政策に注目してみたい。ただし、この視野には広汎な情報が含まれることになり、それを本稿の範囲で包括的に扱うことは不可能である。そこで、当時の一人のプロイセンの官僚を取り上げてみたい。

ここで取り上げるのは、フリードリヒ二世の時代に外務官僚として働いていたヘルツベルク (Ewald Fr. Graf v. Hertzberg 1725-1795) という人物である。本稿にとって、この人物に注目するきっかけを与えてくれたのは、ドイツの『ドイツ精神史研究』に含まれた論考「フリードリヒ大王とドイツ啓蒙主義」における次のような、ヘルツベルクへの言及である。

新生の共和制フランスに対してヘルツベルクはすでに一七九三年に次のように予言している。フランスは、きわめて恐ろしい苦難の後で、君主制に帰ることができることを幸運であると思うようになるだろう。このような仕方では当時の大規模な常備軍を正当化する。⁽⁴⁾

このドイツタイからの引用文は、ヘルツベルクが君主制を支持するとともに、大規模な常備軍の保持を正当なこと

と考えていたことを示唆している。カントが『平和論』を刊行する二年前にこのような動向があったことを確認することは無駄ではないだろう。とはいえ、ヘルツベルクの動向がカントの思索とまったく無関係であるなら、このような確認に意義を見るのは強引という諷刺を免れられないだろう。私たちは、少なくともヘルツベルクという人物名をカントが知っていたことを確認しなくてはならない。

ヘルツベルクはベルリン・アカデミーの正会員であり、その事務局長を務めた人物でもある⁽⁵⁾。その関係で、カントにヘルツベルクという人物の存在を直接に知らせた書簡がある。それは、フォルマイによる一七八六年二月九日付のカント宛書簡である。ここでフォルマイは、ヘルツベルクによってカントがベルリン・アカデミーの会員に推荐されたこと、それが国王フリードリヒ・ヴィルヘルム二世によって承認されたことを伝えている^(X472)。xvraに、ヤーコプの一七八七年七月二八日付のカント宛書簡^(X475)とキーゼベッターの一七八九年一月一日付のカント宛書簡^(X474)にもヘルツベルクへの言及が見られる。特に前者は、ヘルツベルクがカントのことを評価していたことを伝えている。これらの傍証に基づくなら、カントがヘルツベルクの名前だけでも知っていたはずだと推測することは誤りではないだろう。

さて、上述のように、ヘルツベルクは大規模な常備軍を正当化していた。そのヘルツベルクをめぐる、さらにいくつかの断片的な言及を参照しておこう。デルタイは上記の論文で、「ヘルツベルクはフリードリヒとともに君主制を近代国家の自然な体制として擁護した」と記している⁽⁶⁾。他方、イルリツの大著『カント・ハンドブック』にも、わずかながら次の言及がある。「フランス共和国に対する同盟戦争を支持する政策に対して、ヘルツベルク大臣（一七六三年以来その職にあった）はその政策を諫め、一七九一年に職を辞した」⁽⁷⁾。これらのわずかな情報から、ヘルツベルクの思想と行動に関する何か確定的なことが言えるはずもないが、彼が、対仏大同盟（これは、一七九三年に

形成される)に加わることをよしとせず、他方で大規模な常備軍を要する君主国家を維持することをよしとする以上、彼にとつては、軍備を備えた君主国たちの勢力均衡による平和こそが目指すべきものだったことが想像できる。⁽⁸⁾これがたんなる想像ではないことの傍証になるのが、一七九四年六月に彼がフリードリヒ・ヴィルヘルム二世に送った手紙である。そこから引用してみたい。

もし陛下が、そうすることができるとする立場にあり、また武器の栄光という点で良好な状態にある軍隊を擁しているうちに、準備を整えるなら、(中略)また、申し上げさせていただくなら、もし陛下が、戦争を遂行している諸権力に対して武力を背景とした調停を行い停戦に導くために、あるいは戦前の状況を基盤とした完全な平和にも導くために、いまなおあなたの手の中にある措置をただちに行うよう急ぐなら、陛下は、ヨーロッパにおけるすべての社会秩序の完全な破滅を防ぐことができる唯一の権力であるように私には思われます。⁽⁹⁾

この引用文において注目されるべきは「武力を背景とした調停」である。ヘルツベルクは、これを実現するために二つのことが必要だと考えているだろう。第一に、対仏大同盟を離脱すること、第二に戦争を遂行する力をもった「大規模な常備軍」を確保することである。前者は一七九五年のバーゼル平和条約によって実現した。すると、常備軍を確保することが残された課題となる。これはバーゼルの平和を維持するためにも必要であると考えられたことだろう。これらはフランス革命後のヨーロッパの状況を反映した思考である。

他方、カントは、ヘルツベルクと対照的に、同年に刊行した『平和論』において常備軍の廃止を主張した。ただし、その際に書き込まれた文言が、本稿が問題にしている「時とともに」なのである。この文言を書きながら、カン

トは当時のヨーロッパの戦争状態を考えていたのではないだろうか。これは永遠平和の展望を得るためには、まずもって終結させねばならない状態である。そのためには、いったんは武力を背景に置くことが必要になるかもしれない。しかし、このような状態も、またそれに対する対処も、長く維持されてはならない。そうだとすると、私たちはこの文言の意味するところを次のように解することができるだろう。すなわち、(フランス革命後のヨーロッパにおける戦争状態が終結したらできるだけ速やかに)と。このように解するなら、「時とともに」という文言が想定している時間的な幅はあまり長いものではないと想定できるだろう。

なお、このように第三予備条項を見直すことは、カントの『平和論』の理解をその時代状況の理解だけに依存させてしまい、同書の現代的価値を見失わせるものだと思われるかもしれない。しかし、本稿がこれまで明らかにしてきたのは、永遠平和への展望を得るためには、まず当面の戦争の終結が必要であり、その後長い時間をかけることなく、常備軍の準備のような敵対行為をも終結させることが必要だと、カントが考えていただろうということである。常備軍全廃が「予備条項」として掲げられている所以である。この所説はむしろひとつの理説として受け止めることができる。その点で、戦争が現存する限り、私たちは今なお『平和論』を参照枠としつつ、永遠平和について考えることができるはずである。むしろ、カントが書き加えた「時とともに」という文言を(いまではない、いつか)と読んで、それを常備軍全廃を先送りにする理由として解さないことが重要なのである。

二

カントは、第三予備条項で常備軍の撤廃を掲げるのみならず、それとは別のことがらとして、国民が武器を手にとって自分や祖国の防衛に立ち上がることを肯定している。さつそく当該箇所を引用する。

自分や自分の祖国を外部からの攻撃に対して防衛すべく、国民が武器を手にとって自発的に一定期間、練習をすることは、まったく別である。(VIII 345)

この引用から、「自分」や「自国」を防衛するために、国民が武器をもつことまた国民が武器使用のための練習をすることを、カントが認めていることが明らかである。しかし、この引用文は私たちにさまざまな疑問を抱かせるものでもある。たとえば、国民が手にする武器は、国民自身が購入するのか、あるいは国家から支給されるのだろうか。いずれにせよ、そこからは多くの武器が国内で準備・所持されていることになるが、これもまた外国にとっては一種の敵対行為にはならないだろうか。また、武器使用の練習が行われる際に、誰がそれを教えるのだろうか。さらには、穿った見方をするなら、国民に武装の可能性を認める国家にとって、その武力がときに統治者にとっての脅威となる可能性があるとは考えられなかったのか。

これらの問題を考えるためには、十七世紀から十八世紀にかけて、イングランドやスコットランドで多くの論者によって行われた常備軍論争 (Standing Army Controversy) あるいは民兵論を視野に収めることが必要だろう。この論争は、カントが『平和論』を刊行した時代にまで続いていた。たとえば、スコットランド政府は革命後のフランスに對抗するために、一七九三年に民兵法案を成立させたが、国民の抵抗によって実施されず、ようやく一七九七年に実施されることになる⁽¹⁾。しかし、この論争にかかわった人物はたいへん多く、本稿の範囲内でその多くに言及することは不可能である⁽²⁾。そこで、それぞれ生きた時代は異なるが、常備軍の整備に反対したフレッチャーと『国富論』において常備軍を肯定したスミスの所説を取り上げて検討することにした。

さて、常備軍論争の初期の争点は、平時にも軍隊を維持すべきかどうかという点にあった。この点に関して、常備

軍の維持に反対したのがフレッチャー (Andrew Fletcher of Saltoun, 1663-1726) である⁽¹²⁾。彼は、常備軍を平時に維持することは、国民に高い租税を課すことになり、ひいては国民の自由を制限することになると指摘する。というのは、常備軍に入って戦争を仕事とするような人は、おそらく世襲財産をもたず、経済的基盤の不足ゆえに兵役に就くことしかできないからである。篠原は、ここで租税のみならず国民の自由に対する侵害が話題になる背景には、かつてクロムウェル (Oliver Cromwell, 1599-1658) が形成した常備軍 (New Model Army) が政治権力と結託し、国政に介入することで、君主制が専制政治に変質してしまったという事実があることを指摘する。この事実が反常備軍感情をひとつの政治的な力へと高めたというのである⁽¹³⁾。

さらに、フレッチャーに代表される反常備軍論者が民兵組織を支持する理由としてしばしば挙げられる主張として、民兵組織こそが武勇の精神を涵養・維持するために必要だというものがある。フレッチャーは商業文明の発達とともに、裕福な地位にあるものは軍事を傭兵に任せ、やがてそれが国王のもつ常備軍に収斂されることで、武勇の精神が国民に共有されなくなることを危惧している。これを問題だと捉えるフレッチャーは、民兵キャンプにおいて国民誰もが武器使用のための訓練を受けるとともに、国民に武勇の精神が涵養されねばならないと考えた⁽¹⁴⁾。フレッチャーのこのような意図からも分かるように、彼が構想した民兵論は、国民皆兵という思想に基づく徴兵制である。

篠原によると、十八世紀の常備軍をめぐる論争は、常備軍か民兵組織かという問題ではなく、民兵組織を常備軍で補完するものとして位置づける議論へと推移した⁽¹⁵⁾。この議論であいかわらず主張されたのは、国民に武勇の精神を涵養する方途として民兵組織が必要だという論点である。

こうした議論動向に対して常備軍を擁護したのが、アダム・スミス (Adam Smith, 1723-1790) である。彼の主張は、『国富論』(一七七六年)の第五編第一章第一節「防衛費について」に表現されている。彼の常備軍擁護論の主た

る論点は、第一に、火器を使用する近代化された軍隊においては技術的な訓練が必要であることと、第二に、軍務上の規律に服従する習慣を身に着けることの重要性である。第一の論点については、臨時の訓練を受ける民兵よりも常備軍の方が優れていることは明らかである。第二の論点について、スミスは次のように記している。

しかし規律、秩序、命令への即座の服従という習慣は、大きな集団をなして訓練される部隊によつてのみ取得できるものである。

しかしながら、民兵はどのようなやりかたで規律を教えられ、訓練されても、よく規律を教えられよく訓練された常備軍よりも、つねに、大きく劣っているにちがいない。⁽¹⁶⁾

この引用文には、規律等の習得における、民兵組織に対する常備軍の優越が明瞭に表現されている。臨時の仕事として軍事訓練を受ける民兵が、訓練そのものを仕事とする常備軍よりも、よく訓練されるということはないのである。⁽¹⁷⁾ スミスはこのような常備軍の優越を、『国富論』の中でさまざまな歴史上の出来事を例示しながら根拠づけている。⁽¹⁸⁾

他方、スミスは常備軍が国民の自由に対する危険になり得るといふ主張に対して、それを退けている。彼はむしろ反対のことを主張する。⁽¹⁹⁾ すなわち、常備軍の保持が国民の自由のために有利になる場合もある、と。それは、主権者（ここでは統治権の保持者）が軍の主要な地位を占めている場合、そうした主権者は自分の国家を国内から乱されることへの警戒心を抱く必要がないがゆえに、国民が感じ発言する不平を抑圧することがなくなるだろうからである。

彼は次のようにも書いている。

放恣に近いほどの自由は、主権者の安全がよく規制された常備軍によって保障されている国々においてのみ許される。⁽²⁰⁾

この引用文は、主権者が疑心暗鬼に陥る可能性のない国家体制では、国民に大幅な自由が認められることを強調している。なお、残る問題として、この論争でしばしば問題となった武勇の精神の涵養がある。スマスは、この問題を、常備軍や民兵組織との関係においてではなく、若者の教育という別の文脈において論じている。⁽²¹⁾

さて、おそらくはスマスによるこのような常備軍擁護論を知っていたであろうカントは、上述のように、『平和論』において常備軍の全廃を主張している。同書においてその根拠は三つ挙げられる。第一に、常備軍は他国への敵対行為として、他国を戦争の脅威にさらす。第二に、常備軍のための軍備拡大は、短期の戦争を中途とした先制攻撃のきっかけになる。第三に、常備軍に雇われることは、「人間性の権利」⁽²²⁾と合致しない。

第一の論点は、イングランドやスコットランドの議論には見られない。この論点は、カントが第一予備条項の記述の中で、永遠平和を「一切の敵対行為の終焉」(VIII 343)と規定したことに由来するものだろう。第二の論点に関連して、軍備が多額の費用を要するものであるという意識はスマスも共有しているが、スマスにはそのこと自体を問題視する観点が見いだせない。第三の論点は、カントが『道徳形而上学の基礎づけ』第二章で提示した「人間性の定式」(IV 429)、現代的に表現すれば「道具化禁止命令」に由来する。該当箇所を『平和論』から引用する。

殺したり殺されたりするために兵隊になることは、人間たちをたんなる機械や道具として他のものの(国家の)手中で使用されることのように思われるが、このような使用は私たち自身の人格の中の人間性の権利とおよそ合

致するものではない。(VI 345)

カントはここで、たんに「兵隊になること」ではなく、「殺したり殺されたりするために兵隊になること」と書いている。兵隊になる人が「殺したり殺されたりする」ことを主たる目的とすることは考えられない。むしろ経済的理由に基づいて軍隊に入ることの方が多くのではないだろうか。これはフレッチャーの所説に見られた状況である。カントがこのように書いた理由は、国家を「道徳的人格」(VIII 344)として位置づけた上で、兵隊をその手段として位置づけるという視点を明確にするためであろう。しかし、人間はもちろん国家とは無関係にすでに「人格」であり目的それ自体である。だからこそ、「殺したり殺されたりするために兵隊になる」ことを拒むことが、またそうした行為を国家が求めないことが、「人間性の権利」と合致するとカントは考えている。

以上の三点に基づいて、カントは常備軍の全廃を主張するが、本節の冒頭で引用した文に見られるように、彼は国民が武器をもつことまた国民が武器使用のための練習をすることを認めている。仮にこのような武器使用が侵略者に対して実施される場面を想定するとしても、カントはそれを肯定するだろう。その場面では自分自身を防衛することが目的になり、それは侵略者に対して抵抗する人が目的それ自体であることに矛盾しない。すると、カントは英国の常備軍反対論者とともに民兵組織を肯定するだろうか。そうではないだろう。当該の引用文中に「自発的に(Freiwillig)」と書かれていることから分かるように、カントが肯定するのは「義勇軍(Freiwillige)」の準備ではないことは容易に見てとれる。彼はこの文言を挿入することで、フレッチャーが考えたような徴兵制を拒否しているのである。ただし、義勇兵が手にする武器の提供者や、その訓練の指導者については、『平和論』では不分明なままに留まっている。次節で、この不分明さの解明に、時代的にも文化的にもまったく異なる観点から手がかりを与える

かもしれない、日本の明治期の思想を取り上げてみたい。

三

常備軍論争は明治期の日本でも反復されていた。その時代に、常備軍の保持を否定し民兵組織の有効性を主張した人物として、中江兆民（1847-1901）の所説を取り上げる。一八八八年、『東雲新聞』の発行が開始され、兆民はその主筆となった。同年、彼は同紙に「土着兵論」を発表する。彼はそこで、「経済主義」と「平民主義」の観点から、常備軍を排して「土着兵」を置くことを主張する。なお、この「土着兵」は「民兵」と同義である。

平時にも維持される常備軍が、大きな経済的負担を市民社会にもたらすことは論を待たない。そこで兆民は、一定の地域の住民が一定期間の軍事訓練を受けるといふ民兵組織を提案する。自余の期間、住民は自分の生業に勤しむことになる。この構想によって、兆民は国民に対して武勇の精神を涵養できるとともに、国民の平等を実現できると考えている。なぜなら、常備軍を保持しても、それに兵隊として入るのは貧しい国民だけであり、社会的地位があつて裕福な家庭の子弟が兵役に就くことはないと思つたがゆえに、民兵組織の方が平等を実現できるからである。彼はさらに、十九世紀における兵器の技術的な高度化を踏まえて、軍事訓練を指導する将校を育成するために、各地に「士官学校」を置くことを提案している。これは、カントの所説には見られない、具体的な議論である。

加えて言えば、兆民のこのような提案の背景には、彼の明治政府に対する不信がある。江戸幕府が倒れた後、政府で実権を掌握したのは薩摩藩と長州藩である。兆民は、この状況では常備軍もまた薩長両藩の出身者によつて支配されると考えている。これは、常備軍が兵役において国民の平等を毀損するのみならず、すでに権力を掌握している者たちにとつて有利に働くことを予想させる。私たちはこの議論に、かつて十七世紀のイングランドやスコットランド

で行われた議論の残響を聞くことができる。

さて、ここで略述した論説「土着兵論」には、平和論の先駆者として、サン・ピエールとともにカントの名前が複数回、紹介されている。同様に、兆民の代表的著作『三酔人経綸問答』（一八八七年）においてもカントの所説への言及が見られる。そこで特徴的なのは、彼が、カントとともに、平和実現における「民主制」⁽²⁶⁾の重要性を主張していることである。兆民はカントの所説を次のように紹介している。

カントが言うには、すべての国が戦争をやめ、平和を盛んにするという好結果を得ようと思うなら、諸国がみな民主制をとるのでなければ不可能である。諸国が民主制になれば、人民の身体はもはや君主の所有ではなくて、自分の所有である。いやしくも人民が自分で自分を所有し、自分で自分の主人であるときは、すき好んで殺し合いをする道理がどこにあるか……⁽²⁶⁾

カントは『平和論』の第一確定条項（VIII 349）で、各国家に「共和制」を採用することを求めているが、ここで兆民は、当該条項に言及するにあたって、その理由づけに第三予備条項の内容を用いている。それは「いやしくも人民が自分で自分を所有し、自分で自分の主人であるときは、すき好んで殺し合いをする道理がどこにあるか」という疑問の提示に見てとれる。カント自身は、第一確定条項の説明において、戦時の軍事的、経済的負担、戦後の経済的負担、戦争準備における経済的負担が、国民を戦争から遠ざけるはずだという見込みを語っていて、その視点の中心は経済的なものに置かれているが、兆民はむしろ、戦時の軍事上の負担を印象的な語り口で表現している。それは「所有」という観点から、戦争は、自分の所有である自分自身を殺される危険にさらすことで「自分の所有」を揺る

がせ、他人の所有である他人自身を殺す可能性のある場に身を置くことで他人の所有を揺るがせるものだという理解である。これは兆民による特徴的な理解の仕方ではあるが、『平和論』の核心を私たちに伝えるものかもしれない。

『三酔人経綸問答』から、さらに一段落を引用しておきたい。ここから私たちは、カントが考える侵略者に対する義勇軍による抵抗を、兆民が民兵組織に置き換えて、どのように想像しているかを理解できるだろう。

もし彼らがほかの国々の批判をも恐れず、国際法の説にも遠慮せず、議会の議論をも無視し、よこしまな心であえて攻めてくるならば、われわれはただ力のかぎり抵抗し、国民すべてが兵士となり、あるいは要害によって守り、あるいは不意をついて進撃し、進み、退き、出、かくれ、予測もできぬ変化を見せ、相手は客、こちらは主、相手は不義、こちらは正義というので、わが将校や兵卒が敵愾心をいよいよ激しく燃やすならば、どうして防衛することができぬなどという道理がありません。この点、軍人の職にあるものには、当然、すばらしい戦術があるにちがいないところ(27)です。

ここには民兵組織が自国の防衛において、まさにそれが自国内で遂行される場合に、有利である理由が、地理的、道義的、心理的な要因に基づいて書かれている。しかし、二十一世紀の読者にとって、この引用文を読むことは、カントや兆民の想定に何ほどか時代遅れの部分があることを感じ取らせるに相違ない。今日の軍事技術は、ミス、カント、兆民が眼前にしていたよりもはるかに進んでいるからである。ドローンを用いた侵攻に、ここに記された抵抗がどれほどの有効性をもてるだろうか。引用文中の「力のかぎり」や「敵愾心」という表現に見てとれるような武勇の精神に国防の威力を期待しそれに平和の帰趨を委ねる思考法そのものが時代遅れではないだろうか。

四

カント自身にとって第三予備条項は、『平和論』が執筆された時代の状況を念頭においたものになっている。もちろん、上述のように、それを一つの理説として受け止める道が私たちに残ってはいる。しかし、カントとともに常備軍の全廃を義勇軍の準備と一対で考えなければならぬとしたら、それがほんとうに永遠平和への展望を開くものかどうか疑念が残るのではないだろうか。カント自身は言及しないものの、義勇軍の想定の中に武勇の精神への期待が温存される可能性があるからである。そこで私たちは、予備条項とは別に準備された確定条項にこそ目を向けねばならない。

『平和論』には、国家法、国際法、世界市民法という公法の秩序に対応して、三つの確定条項が掲げられている（VIII 349Anm.）。確定条項とは、予備条項（永遠平和への展望を開くための禁止法則）に対して、積極的に平和を「創設」（VIII 348）するための条項である。

さて、本稿では、三つの確定条項の中で第一確定条項に、カント平和論にとって格別の重要性が存することを指摘したい。⁽²⁸⁾戦争と平和の問題が基本的に国家間のことからであるとしたら、それを扱うのは国際法に対応する第二確定条項になるはずである。しかし、カントは国内法に対応する第一確定条項から叙述を開始する。ここには、公法のためなる順序を超えた、平和創設上の重要性があると考えられる。第一確定条項とは次のものである。

各国家における市民的体制は共和的でなければならない。（VIII 348）

ここで「共和的」であるとは、「専制的」であることの対義語であり、国家の統治において立法権力が執行権力から分離されていることである（VIII 352）。この統治形態において国家は、戦争を開始するかどうかを決定するに際して、立法権力をもっている「国民の賛同を必要」（VIII 351）とする。カントの見たところ国民は、戦争はそこから自分たちが引き受けることになる重荷に比して割に合わないことだと考え、戦争の遂行に堪んして慎重になる傾向にある。こうした思考法が、戦争開始を抑止することに資するのである。このような（立法者としての）国民理解を安易で楽天的なものだと断じることが容易いように見える。二十世紀になってなお戦争を賛美する国民がいたことを私たちは知っているからである。しかし、カントが考えているのは、立法権力において、感情的にはなく、（純粹理性によるかどうかは別にして）理性的に戦争をめぐる損得勘定が行われるなら、立法府が得る結論が戦争開始に傾く可能性は低いということである。この点はさらに詳しく、カントの議論の範囲を超えてさえ、考えることが必要である。

共和的な体制では、上述のように権力が分割されていて、執行権力は立法権力を代表することになる。すなわち、共和制は代表制と不可分なのである（VIII 352f）。さて、執行権力を担う機関は、それが国民の「一般意志」（VIII 352）を代表することで代表であり得るのだから、みずからの職責を全うするには、何が代表されるべきことかを知らねばならない。それを知るために必要なのは、立法者による投票である。⁽²⁹⁾このような投票が不正を孕んだものにならないための条件として、十分な情報が公開されるとともに、言論の自由が保障されていることを挙げることができる。すなわち、カントの表現によるなら、「理性を公開的に使用する自由」（VIII 36）の保障が必要なのである。⁽³⁰⁾このとき、このような理性の公開的使用は国民の損得勘定に終始するものだろうか。ことがらは（外的）立法の場面であるから、問題になるのはもっぱら外的自由（他人の選択意志からの自由）ではあるが、それを議論する国民は、同時に、道徳的法則を自己立法する自律的な自由をもった存在である。これはカントの指摘しないことだが、ここには、

戦争という事態を、禍福をめぐる損得勘定の観点のみならず、善悪という道徳的観点からも判定する可能性が見いだされるはずであり、これもまた戦争開始を抑止する一因となるだろう。

このように、第一確定条項に従って各国家が共和制を採用することは、国際法や世界市民法の次元においても本質的な意味をもつ。国際法については、言うまでもなく国際条約は国家の代表者が締結するものである。共和制を欠いた国家による国際条約の締結は、戦争開始に慎重な国民の意志と無関係なものとなり、平和を保障するものにはならないだろう。しかも、そうした条約の内容が国民に公開されないことで、将来の紛争の種を残す可能性もある。世界市民法については、他国の国民が自国への入国を求めた場合に、それに対応するのは執行権力だが、その対応方針は立法権力によって定められねばならない。世界市民権としての「訪問権」(VIII 358)が誰にも認められていることを前提しても、他国人の入国許可にある種の慎重さが必要であることは、今日でも変わらない。だからこそ、入国可否にかんする一般意志があらかじめ形成されること、また必要に応じて修正されることが必要である。さもなければ、執行権力による外国人に対する不当な対応が起きた場合に、それを改善することができないからである。もちろん、三つの確定条項はいずれも独立した重要性をもつものである。しかし、以上のように考えてみるなら、第一確定条項こそがその全体の根幹をなしていることができないのではないか。

アジア・太平洋戦争後の教育を受けた日本人は、日本国憲法第九条による戦争放棄や国連中心主義を、平和のため最重要なことだと考えている。筆者もその一人であり、その考えは基本的に変わらない。しかし、そうした目線で見ると、『平和論』を見ると、常備軍全廃を求める第三予備条項と、国際連盟構想を掲げる第二確定条項が際立って重要なものに見えてくる反面、第一確定条項の重要性が見失われてしまいかねない。そこで、自国の市民的体制が「共和的」であること、そこで理性の公開的使用が実現していることに注意を向けることこそが平和創設への第一歩

になるということ、私たちはカントとともに肝に銘じなければならない。

「最高の政治的善」としての永遠平和はあくまで理念である。その点で永遠平和は私たちにとって、到達することよりも、その実現に寄与することが困難なものと考えられる。しかし、永遠平和への一步を、自分がその成員となっている国家が十全に「共和的」であるかどうかを見定めることであると考えるならどうだろうか。自国が十分に「共和的」であるならそれを維持し、そうでないならそれを改善すること、それはどの国の国民にとっても、けつして遙か彼方に思い描かれるようなことではないはずである。

おわりに

本稿では、カントが第三予備条項に書き込んだ「時とともに」という表現の背景を探り、当該条項が一定の時代的背景と関係したものであることを指摘し、次に、カントに先行する時代から彼の時代にまで続く常備軍論争の概略を見て、スマスとカントの所説を対比しつつ、カントの立場をなにごとかが明らかにした。さらに、中江兆民のカント理解を手がかりに、第三予備条項と第一確定条項とを関連させて理解する可能性を検討した上で、第一確定条項と「理性の公開的使用」を関係づけつつ、当該確定条項の重要性を指摘した。

なお、常備軍論争のさらに詳細な具体相を研究すること、また、この論争が十八世紀プロイセンではどのような行われていたかを明らかにすることは、今回の研究の範囲では実現できなかった。これらを今後の課題としたい。

注

- (1) カントの著作からの引用はいわゆるアカデミー版から行い、引用箇所はその巻数(ローマ数字)とページ数(算用数字)で示す。『永遠平和のために』の書名は、以下、『平和論』と略す。
- (2) 第六予備条項については、それをどのような歴史上の事象と関連づけるべきか不分明である。なお、同条項については、別の観点から論じたことがある。拙論「信頼と永遠平和ーカント『永遠平和のために』を手がかりに」、拓殖大学人文科学研究所、『人文・自然・人間科学研究所』(23)、二〇一〇年。
- (3) カントは『平和論』に掲げられた六つの予備条項を二種類に分類している。第一に、「厳格で事情の如何にかかわらず妥当する」禁止法則と、第二に、法的規制に例外を認めるのではないものの、執行に関してはその「実行の延期を許容する」禁止法則である。第三予備条項はこの第二のものに含まれる(VIII 347)。
- (4) Wilhelm Dilthey, *Studien zur Geschichte des deutschen Geistes, Gesammelte Schriften III, Band, 5, unveränderte Auflage*, R. B. Taubner Verlagsgesellschaft, Stuttgart 1976, S. 194. 邦訳、デイルタイ、村岡哲訳『フリードリヒ大王とドイツ啓蒙主義』創文社、一九七五年、一五七頁。訳出は、邦訳を参照しつつ筆者が行った。
- (5) Werner Euler, *Immanuel Kants Amtstätigkeit. Aufgaben und Probleme einer Gesamtdokumentation*, R. Brand und W. Stark (Hg.), *Autographen, Dokumente und Berichte. Zu Edition, Amtgeschäften und Werk Immanuel Kants, Kant-Forschungen 5*, Felix Meiner Verlag, Hamburg 1994, S. 68.
- (6) Dilthey, *ibid.*, S. 193f. なお、この引用文中の「フリードリヒ」とはフリードリヒ二世のことである。
- (7) Gerd Irritz, *Kant-Handbuch. Leben und Werk*, Verlag J. B. Metzler, Stuttgart 2002, S. 43.
- (8) ヘルツベルクの当時の思想と行動については、次の資料からも読むことができる。これは彼の生涯全体を描いた著作である。Ewalt Friedrich Graf von Herzberg, Karl Gottlieb Hofmann, Chemnitz 1796. なお、筆者が入手した資料からはこの著作の著者を特定することができなかった。
- (9) Ernst Ludwig Posselt, *Ewalt Friedrich Graf von Herzberg. Mit Auszügen aus seiner Correspondenz, die neuesten Weltwandel betreffend*, Verlagler J. G. Cotta'schen Buchhandlung, Tübingen 1798, S. 50.
- (10) 篠原久『アダム・スミスと常識哲学』有斐閣、一七八六年、一三二頁。

- (11) イングランドでは、ジョン・トレンチャードとワルター・モイルが常備軍を批判し、他方、ダニエル・デフォーがそれを擁護した。スコットランドでは、アンドリユー・フレッチャー、アダム・ファーガソン、アレクサンダー・カーライル、ケイムズ卿が常備軍を批判し民兵組織を支持したが、アダム・スミスは常備軍を支持した。
- (12) フレッチャーは一九七七年に *A Discourse concerning Militias and Standing Armies* を出版している。この著作については、篠原、前掲書、一三六頁を参照のこと。また、以下のフレッチャーにかなする記述は、篠原の著作に基づいている。
- (13) 篠原、同書、一三〇頁。この点については、次のものにも同様の指摘がある。村松茂美『ブリテン問題とヨーロッパ連邦フレッチャーと初期啓蒙』京都大学学術出版会、二〇一三年、四三頁。野原慎司「17世紀末イングランド常備軍論争―商業と国制―」、『イギリス哲学研究』第30号、日本イギリス哲学会、二〇〇七年。
- (14) 村松、前掲書、六三頁。次の文献も併せて参照されたい。田中秀夫『文明社会と公共精神―スコットランド啓蒙の地層―』昭和堂、一九九六年、七七頁以下。
- (15) 篠原、前掲書、一二八頁。
- (16) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Volume 2, Clarendon Press, Oxford 1976, pp. 699-700. 訳文は、次の邦訳による。アダム・スミス、水田洋監訳、杉山忠平訳『国富論』(三)、岩波文庫、二〇〇一年、三五八頁。なお、ここでスミスが、よく訓練された軍隊として思い描いているのは、プロイセンの軍隊である。
- (17) スミスは、実際は、常備軍と民兵組織とを単純に対比していない。彼は、どのような民兵組織もそれが維持される中でやがて常備軍と変わらない組織になると考えている。
- (18) Smith, *ibid.* pp. 701-706.
- (19) *Ibid.* pp. 706-708. ただし、このスミスの見解が堅固なものかどうかには疑問の余地もある。というのは、彼は『法学講義』の中では、常備軍が市民の自由にとって危険であると指摘しているからである。Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, Clarendon Press, Oxford 1978, p. 544.
- (20) Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, p. 707.
- (21) *Ibid.* pp. 786-787.
- (22) 「人間の権利」は、『道徳形而上学』によれば、「自己自身にたいする完全義務」に対応した権利である (VI 240)。
- (23) 中江兆民「土着兵論」、『中江兆民全集』11、岩波書店、一九八四年、一四二頁から一五二頁。なお、兆民には、発表箇所不

明の論考「常備軍と土着兵」もある。『中江兆民全集』13、岩波書店、一九八五年、二八三頁から二八六頁。

(24) 明治期日本では、すでに一八七三年に徴兵令が発せられていた。しかし、一家の主人の他、一定の金を治めた者には徴兵免除が認められていた。兆民がこの状況に不平等を見いだしていた可能性もある。

(25) 兆民は、カントが「共和制」という用語で表現した内容を「民主制」と言い換えている。

(26) 中江兆民、桑原武夫・島田虔次訳『三酔人経綸問答』岩波文庫、一九六五年、五二頁から五三頁。『中江兆民全集』8、岩波書店、一九八四年、二一八頁から二一九頁。

(27) 中江、同訳書、一〇四頁。『中江兆民全集』8、岩波書店、一九八四年、二六七頁。なお、『三酔人経綸問答』は、民主制を支持する洋学紳士、侵略主義を採る豪傑君、さらに南海先生の三人の対談の形式で書かれているが、この発言は南海先生が、他の二人から自国を攻められた場合を問われた際に答えたものである。注26が付された発言は、紳士君によるものである。

(28) これは、マイケル・ドイルの「民主的平和論」と主張を同じくするものだが、本稿では公法という枠組みの範囲内で「共和制」の重要性を論じる。

(29) カントは『道徳形而上学』で「投票を行う能力だけが国民の資格をなす」(VI 314)と記している。この際、そうした投票行動には、さらに「当人の選択意志に基づいて、自分にとって他なる行為的部分〔国家の他の成員・引用者〕と協働しようとする」ことが前提されている (ebenda)。

(30) 共和制(民主主義)の実現こそが平和創設のために重要なものであると主張する場合、そうした主張は一つの反論を予想しなければならぬ。そうした反論は、民主主義が実現している国家でも戦争を開始した事例があることを指摘するだろう。そうした反論を受けた場合、件の主張をする人は、当該の国家において民主主義がまっとうに機能しているかどうかを問うことになるだろう。そのための重要な指標になるのが、当該国家において「理性的公開的使用」が実現しているかどうかである。

付記…本稿は、二〇二三年九月十一日にゲーテ大学(フランクフルト)で「Demokratie und Philosophie im Zeitalter des Populismus」という表題の下で開催された「Deutsch-japanischer Dialog in der praktischen Philosophie」における研究発表の原稿に加筆することになったものである。この研究集会を企画・実施してくださった、上智大学の寺田俊郎氏とゲーテ大学のマティアス・ルッツ・バッハママン氏に記して御礼申し上げたい。なお、この研究は、科学研究費補助金基盤研究(C)…課題番号22K00026の研究成果の一部である。